

## 公益社団法人日本カヌー連盟 入会・退会に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本カヌー連盟（以下「本連盟」という）の『定款』第2章第9条・第10条・第12条に定める規程に基づき、本連盟の会員に関して必要な事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

第2条 本連盟の会員は、『定款』第2章第8条に規程されたものとする。

2. 本会員のうち賛助会員は、賛助会員Aと賛助会員Bに種別される。
3. 賛助会員Aは、各都道府県協会のカヌー競技を目指す選手及び役員、指導員、審判員等、この法人の目的に賛同し事業の執行に協力するものとする。
4. 賛助会員Bは、生涯スポーツとしてカヌーに親しむカヌー愛好者と日本選手権に出場しない中学生以下を対象とする。ただし、日本選手権、全国中学生大会へ出場するものは年少者であっても賛助会員Aとする

### (入会の手続)

第3条 『定款』第2章第9条により入会を希望する正会員の申込は、別途定められた『加盟団体規程』第7条に基づいて手続を行うものとする。

2. 申込者が個人である場合は、原則として履歴書・住民票又は身分を証明する書類を提出するものとする。但し会長が特に必要がないと認めた場合は、証明書類の一部又は全部を省略することができる。
3. 賛助会員の入会は、各加盟団体の規定に従って、それぞれの加盟団体に申請するものとし、各加盟団体が本連盟に会員登録を行うものとする。

### (入会資格審査基準)

第4条 定款第9条第2項に規定する入会の可否は、理事会において次の基準により決定するものとする。

- (1) 現在、成年被後見人または被保佐人でない者であること。
- (2) 過去に本連盟を除名された者は、除名後2年以上経過していること。
- (3) 会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。

2. 入会を決定した会員には、各加盟団体を通じて各会員に会員証の発行をもって通知するものとする。

(入会金及び会費)

第5条 定款第10条に規定する入会金及び会費は、以下の通りとする。

(1) 正会員

①入会金 個人 50,000円

②会費 個人 20,000円

(2) 賛助会員

①賛助会員A

会費 個人 3,000円

②賛助会員B

会費 個人 1,000円

③特別賛助会員

会費 個人・団体100,000円(1口)

(3) 名誉会員

①会費 個人 20,000円

(会費の納入)

第6条 本連盟に入会する正会員は、入会金及びその事業年度分の会費を、賛助会員は会費を所定の方法により納入しなければならない。

2. 本連盟は、会員から入会金及び会費が納入された場合、領収書を発行しなければならない。但し、会員証を発行する場合と入会金及び会費が金融機関から振込の方法により納入された場合は、領収書の交付は省くことができる。

3. 会員から入会金及び会費が納入された場合、台帳に記載しなければならない。

(会費の使途)

第7条 第5条の会費及び入会金は、50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときには、退会届を会長に提出しなければならない。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 正会員及び賛助会員が年度の途中において退会するときは、その年度の未納会費を納入しなければならない。

2. 本連盟は、会員が当該年度の会費を納入したのものについては、これを返還しない。

(補 則)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改 廃)

第 1 1 条 本規程の改廃は理事会の議決を経て総会の承認を要する。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。